

防災局の業務の在り方に関する検討会の開催について

令和 8 年 10 月 2 日
防災庁設置準備室長決裁

1. 趣旨

防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号、令和 8 年 7 月 17 日公布）第 16 条に規定する防災庁の地方機関である「防災局」は、同法の公布の日から起算して 2 年以内に設置することとされている。防災局の設置に向け、同局が担うべき業務の内容と、そのために必要な組織体制の在り方等について、外部有識者から意見を聴取するため、防災局の業務の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）検討会は、防災庁設置準備室長の下に開催する。
- （2）検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- （3）検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

- （1）検討会の庶務は、内閣官房において処理する。
- （2）この規程は、令和 8 年 11 月 1 日限り、その効力を失う。
- （3）前二項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

(別紙)

防災局の業務の在り方に関する検討会 構成員

(五十音順)

今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 教授
大原 美保	東京大学大学院情報学環 教授
◎ 加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授

◎ 主査